

## 給与規程

### 第1条（適用範囲）

特定非営利活動法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク（以下、「本法人」という）の職員の給与および交通費については、本規程の定めるところによる。

### 第2条（支払形態）

職員の給与は月給とする。

- 2 月給は1か月の労働時間に対する時給換算に基づく基本給とし、理事会が団体の財務状況、最低賃金等を勘案して定める。
- 3 給与改定は、原則として6月1日に行う。ただし、団体の財務状況及び最低賃金を勘案して改定しない場合もある。

### 第3条（給与項目）

給与は、基本給からなる。

- 2 基本給について、事業場以外で勤務した場合は、出勤時および退勤時の移動時間（通勤時間）と休憩時間を除いて勤務時間とみなす。但し、団体が認めた出張の場合は、原則として所定労働時間を勤務したものとみなす。なお、団体が特別に指示した場合はその時間分の給与を別途支払う。

### 第4条（給与の支払いの時期）

第3条に定める給与は、雇用契約書に基づき、所定就業日の全部について支給する。

- 2 毎月の賃金を就業月の末日に支払うこととする。ただし当日が終日にあたる時は、その前日に繰り上げて支払うものとする。

### 第5条（給与の控除）

次の各号に該当する者は、給与支払いの際にその額を控除する。

- （1）源泉徴収税、住民税
- （2）健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料

### 第6条（交通費）

職員が通勤及び出張する場合は、予め申告した交通手段に要する交通費相当額を支払う。

- 2 旅費は原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。
- 3 通勤交通費は、原則として、毎月1日より末日までを期間として計算し、月末に支給する。

### 第8条（期末賞与）

賞与は、理事長が法人の業績を勘案して3月に支給することがある。

### 第9条（改廃）

本規程の改廃は、必要に応じ、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規程は2022年4月1日から施行する。